



国土を整え、全力で備える

国土交通省  
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
Chugoku Regional Development Bureau

# お知らせ

記者発表資料

令和3年5月28日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ  
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ  
中国地方建設記者クラブ

## 指名停止措置について

中国地方整備局は、不誠実な行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社トヨタレンタリース広島 広島県広島市中区白島北町1番14号

### 2. 指名停止措置期間

令和3年5月28日 ～ 令和3年8月27日 (3ヵ月)

### 3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

### 4. 事実の概要

当該業者は、令和3年3月24日に落札予定者に決定された中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所発注の「小型貨物自動車賃貸借（福山・広島空港）（その2）」において、契約の辞退の申出書を提出し、契約締結に応じなかったために入札手続の大幅な遅延を招く等、発注者との信頼関係を著しく損なったことによる。

### 5. 指名停止措置理由

上記事実は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」にて準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第15号>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前号各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-511-3900 (代表番号)：平日・昼間

082-511-3903 (直通)：平日・昼間

総務部 契約管理官

にい ぼやし けん じ  
新 林 健 二 (内線130)

◎総務部 経理調達課長補佐

お く ぼ ひろ ふさ  
尾 久 保 裕 亮 (内線132)

総務部 契約課長

あ べ たか し  
安 部 隆 司 082-221-9231 (代表) (内線2511)

◎総務部 契約課長補佐

わ だ まさ こ  
和 田 昌 子 082-221-9231 (代表) (内線2514)